

國際經濟報

61 (No. 423) 行發日三月三年和昭

第十七號 卷九第

(可認物便郵種三第日九月十年正大)

イタリーの經濟的發展

國內及國外に於る信用恢復努力の結果

ローマ二月十七日(金)
イタリーは昨年十二月廿二日勅令によつて金本位に復歸したが、今回これを法律に改めるに決し目下同國上院に於て右法案討議中である。右討議中藏相ヴァルビ伯は十七日イタリーの經濟的發展につき詳細なる演説を試みた。その要點は左の如くである。

▲經濟界發展 首相ムツソリーニ氏は國內及び國外に於けるイタリイ政府及び國民の金錢上の信用恢復に銳意努力した。この結果海に於てはイタリーの海運業は世界第四位となり、又陸に於ては國內の生産開發增加の爲め必要な組織が出來た。又政府はリラ貨の國際的の思惑と戰ひ遂に勝利を博した
▲國債額激減 イタリーの國債總額は一九二三年十一月一日以來今日迄に約百億リラの減少を示した減債基金に振り當てたもの既に五億五千萬リラ以上に上り、物價もイタリー國民の努力によるリラの安定に隨ひ殆ど常態に復さんとする。失業者數の割合も英米獨に比しイタリーは餘程少い。次に政府は外債募集に對しては周到なる注意を拂ひ、その計畫は豫めざる事にした。イタリーは外國銀行に一億二千五百萬ドルのクレデツトを設定したが、右はイタリー

(金)

メーリーは

國際經濟週報

卷九第十七號

アメリカ下院法制委員會の

輸入トラスト許可法案承認

ワシントン二月十三日(月)
アメリカ下院法制委員はニューヨーク法案を承認した。同法案は外國の獨占してゐるゴム、シガル(メキシコに産する麻の一種)、ボターシ等の買付けに當りトラスト組織を許さんとするものである。

▲多數派の所説▼

ワシントン二月十八日(土)
下院法制委員會は二月十三日ニユートン法案を承認するに至つたが此の法案を法律として制定されすべきかに就ては同委員會の多數派と少數派との間に著しい意見の懸隔があつたのである。多數派の謂ふ所によれば此の輸入ブールを作成する事は或る種物資に対する外國政府の獨占に對抗する上に於て最も有效なる方法である。これに對し、少數派は次の如き反対意見を述べてゐる。即ち輸入ブールを作成する事は或る種物資に対する外國の獨占が更に有力なるアメリカの小規模製造業は其の存立を脅かさるゝ事となるべく、又當該物資の價格も低落するよりも寧ろ昂騰する事になり消費者を苦しめる結果になるであらう。然し輸出の場合には外國との競争上ウエツプ・ボメリーン法を設けて右の例外を認めてゐる。こ

アメリカ下院法制委員會の

輸入トラスト許可法案承認

の例外を今度は重要商品の輸入にも認めんとするのがニュートン法案の目的である。ニュートン法案は下院に提出されたのであるが、上院にも同時に同様の法案がジョーンズ氏によつて提出されてゐる。仍つてこれをニュートン・ジョーンズ法案と言つてゐる。而してこの法案には政府も賛成してゐるので、その議會通過は殆ど確實と見てよい。同法案の目的はアメリカの必要な原料品に對する外國政府若くはカルテルの獨占に對抗する爲めで、從つて日本の生糸輸出上にも可成り影響あるものと思はれる。

ワシントン二月十七日(金)
アメリカ商務省發表、一月中のアメリカ輸出入額は左の如くである。(單位千ドル)

本年一月	米國一輸出入額	
	輸入	輸出
一月	三六八四	二二、〇〇
二月	三〇八七	一九、九七
三月	三五、七三	二五、九七
四月	三六、五二	二六、九七
五月	三九、〇三	二九、九七
六月	三六、九一	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、〇〇	二九、九七
九月	三五、〇〇	二九、九七
十月	三五、〇〇	二九、九七
十一月	三五、〇〇	二九、九七
一二月	三五、〇〇	二九、九七
三月	三五、〇〇	二九、九七
四月	三五、〇〇	二九、九七
五月	三五、〇〇	二九、九七
六月	三五、〇〇	二九、九七
七月	三五、〇〇	二九、九七
八月	三五、	

世界主要國の海運業現勢

日本の古船輸入と其の運用に於ける採算

世界主要海運國の所有船舶は次
の如くで、我が國は總トン數に
於て世界第三位を占めて居る。然
どさは第六位に下つて居る。

(一九二七年六月末現在ヨーロッパ船名録による
ト数はグロス・トン)

イギリス	八、五三	總トン數
アメリカ	八、五三	隻數
日本	一、二六	元、四〇、三
イタリア	二、〇三	元、四七、七
フランス	一、九九	元、四九、九
日本	二、〇三	元、五三、三
イギリス	一、二六	元、五七、三
ドイツ	二、〇三	元、五九、三
イタリア	二、〇三	元、六一、三
フランス	二、〇三	元、六三、三
アメリカ	二、〇三	元、六六、六

主要國の概観

世界主要海運國中の特に注目に
値する國はイギリス、ドイツ、
イタリア、アメリカ及び日本であ
る。而して此の内イギリス、ドイ
ツ及びイタリーの三國は將來世界
海運界に於て大に雄飛せんとして
着々準備を行つて居り、アメリカ
及び日本は無策無方針である。今
これ等海運國の現状を一瞥すれば
次の如くである。

▲イギリス 近年歐洲大陸諸國に
於ける船舶建造費の低廉なる結果
自國造船業に非常な影響を受ける
事を恐れて居つたが、最近の形勢
を見るに同國建造中の船舶は百五
十八萬トンで、昨年の同期に比し
て二倍以上の數字を示して居る。

一方ビー・オーケー汽船會社の如き新

ニードの増資を行つた。其他大小の
會社も増資又は社債を發行して競

争力ある新船を建造し、又は航路

の買收を行ひ以て海運界に一生面

を開かんこしつつある。即ちイギ

リスは多數の新船を建造して船舶

の改良を計り、他方航路の改善を

行つて將來の海運戰に對する準備

を怠らない狀況にある。

▲ドイツ 平和條約直後に於ては

僅に五十萬トンの船舶を有してゐ

るに過ぎなかつた。然るに最近は

三百三十六萬トンを擁するに至り

新造船の建造數はイギリスに次ぎ

一九二六年中に十五萬一千トンを

建造し今や五十萬トンを建造中で

ある。而も同國海運に就き特筆す

べきは多數の新造船を所有してゐ

る事であつて、同國所有船の約半

数は船齡五年以下のものである。

又最近同國の船舶會社は大合同を

行ひ以て陣容を整へ大に世界航路

網の擴張に努めてゐる。

▲イタリー 數年前迄海運國とし

ては注目に値しなかつた。然る

にムツソリーニ首相が海運立國策

を確立し、海運の發達を重要政策

とし長してゐる。之れが爲め同國は現

在三百四十八萬トンの船舶を所有

するに至り、尙ほ建造中の船舶は

大正十年

大正十一年

大正十二年

大正十三年

大正十四年

大正十五年

昭和二年

昭和三年

昭和四年

昭和五年

昭和六年

昭和七年

昭和八年

昭和九年

昭和十年

昭和十一年

昭和十二年

昭和十三年

昭和十四年

昭和十五年

昭和十六年

昭和十七年

昭和十八年

昭和十九年

昭和二十年

昭和二十一年

昭和二十二年

昭和二十三年

昭和二十四年

昭和二十五年

昭和二十六年

昭和二十七年

昭和二十八年

昭和二十九年

昭和三十一年

昭和三十二年

昭和三十三年

昭和三十四年

昭和三十五年

昭和三十六年

昭和三十七年

昭和三十八年

昭和三十九年

昭和四十一年

昭和四十二年

昭和四十三年

昭和四十四年

昭和四十五年

昭和四十六年

昭和四十七年

昭和四十八年

昭和四十九年

昭和五十一年

昭和五十二年

昭和五十三年

昭和五十四年

昭和五十五年

昭和五十六年

昭和五十七年

昭和五十八年

昭和五十九年

昭和六十一年

昭和六十二年

昭和六十三年

昭和六十四年

昭和六十五年

昭和六十六年

昭和六十七年

昭和六十八年

昭和六十九年

昭和七十一年

昭和七十二年

昭和七十三年

昭和七十四年

昭和七十五年

昭和七十六年

昭和七十七年

昭和七十八年

昭和七十九年

昭和八十一年

昭和八十二年

昭和八十三年

昭和八十四年

昭和八十五年

昭和八十六年

昭和八十七年

昭和八十八年

昭和八十九年

昭和九十一年

昭和九十二年

昭和九十三年

昭和九十四年

昭和九十五年

昭和九十六年

昭和九十七年

昭和九十八年

昭和九十九年

昭和一百〇〇年

昭和一百〇一年

昭和一百〇二年

昭和一百〇三年

昭和一百〇四年

昭和一百〇五年

昭和一百〇六年

昭和一百〇七年

昭和一百〇八年

昭和一百〇九年

昭和一百〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和一百〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年

昭和